

轉せられ、その後追々人家が建つて片側町となり、それを新地町と呼んだといふ。今は並木町の中に歸してゐる。

**シンチヨウ** 新町 金澤の町名。尾張町の家屋が漸く増した後、新たにこの町を設けたので名づけられる。三輩圖書に、寛永十二年五月九日陣川河原町から出火して、尾張町・新町・中町の悉く焼失したことを載せてゐるから、當時既に今の町割の如くであつたのであらう。

**シンチヨウイチバ** 新町市場 金澤新町附近に、寛文・延寶の頃、往古の久保市の餘勢で市を建て、魚鳥奇物等を販賣したが、後近江町・青草辻に轉じたといはれる。

**シンチヨウジ** 眞長寺 金澤始坂町に在つて、眞言宗に屬する。山號は稻荷山。慶長十五年僧元養といふ者關東より來り、前田利常に請うて河原町(今の古寺町)に寺を建てたが、元和八年利常は命じてもと城内にあつた稻荷祠をこの寺に預け、寛永十六年更に寺地を今の所に轉せしめた。明治元年神佛混淆禁止の後この稻荷祠を寺地と區別し、七年また野町泉野神社に合祀せられた。

**シンデン** 新田 石川郡乙丸の内の小字。  
**シンデン** 神田 羽咋郡野の枝村である。氣多神社の神田があつたのであらう。

**シンテンカン** 颯天館 ↓ソウウウカン 壯猶館。

**シンデンサイキヨ** 新田裁許 明暦・萬治・寛文の頃、加賀藩に新田開發・一村建等の盛に行はれた時、是等を裁許するものを新田十村といふたが、元祿三年から新田裁許と稱することになつた。新田裁許は改作所の銜衝で

任ぜられ、十村の下に屬するもので、新開所を管理し、又新開すべき土地を發見する等の事を掌り、季夏には新開所の免相を見廻り、圖免帳に記して改作所に持参する。この新開所が組高帳に登録せられる時は、新田裁許の管轄を離れて十村に屬する。新田裁許は又陸田役を兼ね、百姓の行爲に就いて見聞する所を十村に内報する。新田裁許は代官帳二冊を交附せられて其の口米の一部を收入とし、老年に達する時は新田裁許列になつた。

**シンデントヲムラ** 新田十村 ↓シンデンサイキヨ 新田裁許。

**ジンドウ** 神道 鳳至郡山田郷に屬する部落。明治八年十月に至り、谷屋・吉谷と併合して柿生と改稱した。

**ジンドウ** 神道 珠洲郡南方の内の小字。  
**ジンドウガキ** 神道 鳳至郡神道(今の柿生)に産する。果實小さくして扁平、種子少く、味佳良、榎柿・串柿に製して隣邑に販出する。

**シンドウガタ** 新堂形 金澤尻垂坂の下にあつた。初めこの所に公事場と御算用場があつたが、萬治二年轉地してその跡が空地となつてゐた。寛文十二年御算用場の舊地を成田彌五兵衛に賜はり、次いで之を彦三町に轉ぜしめて、その跡を藩の米倉とした。この米倉を新堂形といふたので、廣坂下にあつた米倉は之に對して本堂形とも古堂形ともいふた。元祿六年の土帳に尻垂堂形とあるのも新堂形のことである。

**シンドウガタマ** 新堂形前 金澤尻垂坂の下から紺屋坂邊に至る間を、俗に新堂形前といふた。新堂形米倉の前通りであるからで

ある。明治以後尻垂坂通と改稱した。  
**シンドウナガカツ** 進藤長一 通稱六左衛門。初諱國寛。寛永十八年前田利常に仕へ、祿三百石に至り、延寶五年御使番、貞享四年御先簡頭に任じ、元祿十一年歿。子孫相繼いで藩に仕へる。

**シンニウイン** 信入院 金澤卯辰如來寺門内にあつて、開基を全廓といひ、延寶の記録に今は二代目であるとする。明治の後廢せられた。

**シンニウウジ** 眞入寺 能美郡長崎にあつて、眞宗東派に屬する。

**シンニウウジ** 眞入寺 羽咋郡柿木に在つて、眞宗東派に屬する。

**シンニョイン** 眞如院 加賀藩主第六代前田吉徳の側室。江戸芝神明の社人鏡木内膳の女、名は貞、吉徳の卒後眞如院と稱した。或は曰く、眞如院は芝濱松町の八百屋の女であつたが、内膳が假親とあつたものであると。眞如院に二男三女があつた。長は勢之佐利和、次は八十五郎、女總姫は富山侯前田利幸の室、楊姫は未だ嫁せず、益姫は早世した。大機朝元の越中五箇山に謫せられた後、八十五郎は執政村井主膳長堅の嗣子たることを命ぜられたから、六月廿一日眞如院は之を伴うて江戸を發し、七月十一日金澤に入つた。然るにその直後江戸の藩邸に中老淺尾が眞如院の委託によつて藩侯重熙を害する爲毒を置いたとの疑獄が生じた。淺尾がそれを自白したとの報は十七日藩に達したから、眞如院に監視を附し、廿一日金谷御殿の廣式續きに縮所を構へて幽し、側用人宮永數馬・長瀬五郎右衛門等交々之を質したが、眞如院は淺尾に依頼した

ことがないと主張した。因つて眞如院所持の書類を検し、置毒に關する證據はなかつたが、朝元の書翰を得たによつて反覆訊問し、眞如院がそれと密通したことを口供せしめて、この裁判を終結した。八月二日藩侯重熙は、内書を前田直躬に賜ひ、眞如院及びその所生の公子女に關する處置を問したが、直躬は他の老臣と議し、眞如院及び淺尾を死に處し、利和と八十五郎とを終身禁錮し、總姫は病と稱して富山侯から離縁し、楊姫は將來嫁せしむべからずとの意見を上つた。しかし重熙はその進言を多く採用せず、自ら刑を定めて眞如院を甚右衛門坂下の今井屋敷に終身禁錮することにした。この時眞如院の病重くして居るを以て移したが、寛延二年二月十五日四十三歳を以て歿した。或は長瀬五郎右衛門が諭して縊死せしめたのであるといふ。その屍體は、小立野日蓮宗經王寺番神堂の側に埋瘞し、後に法蓋を眞如院妙本日融大姉と稱した。この時眞如院の所生利和は江戸に在つたが、藩は二月六日病と稱して金澤に歸住せしむべきことを幕府に請ひ、四月二日江戸を發し、十三日金澤に着して小立野の郊端上野に新築した邸に入らしめ、外出面會を禁じた。後寶曆九年三月廿二日利和癩疾の急劇を發して癒えず、廿三日その死を發表した。時に年廿五。弟八十五郎は村井氏から離縁し、幼なるを以て尙金谷御殿の廣式に居たが、寶曆九年四月金澤城燒失後、保傳高島木工の家に移り、十一年五月十二日廿一歳を以て歿した。而して總姫の富山侯夫人であつたこと舊の如く、楊姫は後に秋田侯佐竹義眞に嫁した。